

第16号議案

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表嘱託医の部保育所（内科医）の項及び保育所（歯科医）の項を次のように改める。

保育所（内科医）	年額	123,400
保育所（歯科医）	年額	39,000

別表こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関の廃止等に伴い、所要の改正を行うため、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。